

年管発 1 0 1 7 第 8 号
平成 3 0 年 1 0 月 1 7 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置
に関する政令の一部を改正する政令及び年金生活者支援給付金の支給に
関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令の一部を改正する
省令の公布について

年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（平成30年政令第296号。以下「改正政令」という。）及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第126号。以下「改正省令」という。）が公布されたので通知する。

改正政令による改正後の年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成28年政令第211号。以下「経過措置政令」という。）及び改正省令による改正後の年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令（平成28年厚生労働省令第97号。以下「経過措置省令」という。）の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知いただくとともに、実施に当たっては、貴機構において周知徹底を図り遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、改正政令及び改正省令の施行の日以後の詳細な事務取扱については、別途通知することを申し添える。

記

第1 改正政令及び改正省令の趣旨

年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号。以下「法」という。）の施行の日前における法に基づく年金生活者支援給付金の支給に関する事業の円滑な実施のため、認定の請求の手続を行おうとする者（法附則第5条第1項の規定により施行の日前に認定の請求の手続を行おうとする者を含む。以下同じ。）に対する相談等のための厚生労働大臣の市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対する資料の提供の求め等の措置を定めるほか、所要の規定の整備を行うもの。

第2 改正政令及び改正省令の内容

(1) 厚生労働大臣の市町村に対する資料の提供の求めに係る変更

厚生労働大臣は、支給要件調査対象者又は支給要件調査対象者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の収入の状況につき、市町村に対し資料の提供を求めること（以下「所得情報の提供の求め」という。）ができるものとされているが、支給要件調査対象者について、平成31年10月1日の施行に向け、支給要件調査対象者として判断する時点を平成31年4月1日とすること（経過措置政令第1条関係）。

(2) 厚生労働大臣の市町村に対する通知に係る変更

厚生労働大臣は、上記の所得情報の提供の求めについて、平成31年10月1日の施行に向け、平成31年5月31日までに、支給要件調査対象者が同年4月1日において住所を有する市町村に対し行うものとする（経過措置政令第2条関係）。

(3) 市町村の厚生労働大臣に対する情報の提供に係る変更

市町村は、上記の厚生労働大臣による通知を受けたときは、厚生労働大臣に対し、所得情報の提供を行うものとしているが、この提供する所得情報について、平成31年10月1日の施行に向け、平成30年中の所得等とすること（経過措置政令第3条関係）。

(4) 認定の請求の請求の手続を行おうとする者に対する相談等のための厚生労働大臣の市町村に対する資料の提供の求め等の新設

厚生労働大臣は、認定の請求の手続を行おうとする者に対する相談等のため必要があると認めるときは、平成30年12月1日において支給要件調査対象者に該当する者又はその者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の収入の状況につき、市町村に対し資料の提供を求めることができるものとする（経過措置政令第5条第1項関係）。

この場合において、経過措置政令第1条から第3条までに規定する平成30年中の所得等を照会する方法と同様の方法により平成29年中の所得等を照会するものとし、厚生労働大臣の市町村に対する通知については、平成31年1月18日までに、支給要件調査対象者が平成30年12月1日において住所を有する市町村に対し行うものとする（経過措置政令第5条第2項関係）。また、市町村の厚生労働大臣に対する情報の提供は、平成31年3月15日までにを行うものとする（経過措置省令第4条関係）。

(5) 機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任及び事務の委託に係る変更

日本年金機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任規定及び事務の委託規定について、改正政令の制定に伴う所要の規定の整備を行うものとする（経過措置政令第6条及び第7条関係）。

(6) その他

(1) から (5) までに掲げるもののほか、所要の規定の整備を行うものとする。

第3 改正政令及び改正省令の施行期日

改正政令及び改正省令は、公布の日から施行するものとする。

年管発 1 0 1 7 第 9 号
平成 3 0 年 1 0 月 1 7 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
（ 公 印 省 略 ）

年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置
に関する政令の一部を改正する政令及び年金生活者支援給付金の支給に
関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令の一部を改正する
省令の公布について

年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（平成30年政令第296号。以下「改正政令」という。）及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第126号。以下「改正省令」という。）が公布されたので通知する。

改正政令による改正後の年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成28年政令第211号。以下「経過措置政令」という。）及び改正省令による改正後の年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令（平成28年厚生労働省令第97号。以下「経過措置省令」という。）の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知いただくとともに、貴管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）への周知をお願いする。

なお、改正政令及び改正省令の施行の日以後の詳細な事務取扱については、別途通知することを申し添える。

記

第1 改正政令及び改正省令の趣旨

年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号。以下「法」という。）の施行の日前における法に基づく年金生活者支援給付金の支給に関する事業の円滑な実施のため、認定の請求の手続を行おうとする者（法附則第5条第1項の規定により施行の日前に認定の請求の手続を行おうとする者を含む。以下同じ。）に対する相談等のための厚生労働大臣の市町村に対する資料の提供の求め等の措置を定めるほか、所要の規定の整備を行うもの。

第2 改正政令及び改正省令の内容

(1) 厚生労働大臣の市町村に対する資料の提供の求めに係る変更

厚生労働大臣は、支給要件調査対象者又は支給要件調査対象者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の収入の状況につき、市町村に対し資料の提供を求めること（以下「所得情報の提供の求め」という。）ができるものとされているが、支給要件調査対象者について、平成31年10月1日の施行に向け、支給要件調査対象者として判断する時点を平成31年4月1日とすること（経過措置政令第1条関係）。

(2) 厚生労働大臣の市町村に対する通知に係る変更

厚生労働大臣は、上記の所得情報の提供の求めについて、平成31年10月1日の施行に向け、平成31年5月31日までに、支給要件調査対象者が同年4月1日において住所を有する市町村に対し行うものとする（経過措置政令第2条関係）。

(3) 市町村の厚生労働大臣に対する情報の提供に係る変更

市町村は、上記の厚生労働大臣による通知を受けたときは、厚生労働大臣に対し、所得情報の提供を行うものとしているが、この提供する所得情報について、平成31年10月1日の施行に向け、平成30年中の所得等とすること（経過措置政令第3条関係）。

(4) 認定の請求の請求を行おうとする者に対する相談等のための厚生労働大臣の市町村に対する資料の提供の求め等の新設

厚生労働大臣は、認定の請求の請求を行おうとする者に対する相談等のため必要があると認めるときは、平成30年12月1日において支給要件調査対象者に該当する者又はその者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の収入の状況につき、市町村に対し資料の提供を求めることができるものとする（経過措置政令第5条第1項関係）。

この場合において、経過措置政令第1条から第3条までに規定する平成30年中の所得等を照会する方法と同様の方法により平成29年中の所得等を照会するものとし、厚生労働大臣の市町村に対する通知については、平成31年1月18日までに、支給要件調査対象者が平成30年12月1日において住所を有する市町村に対し行うものとする（経過措置政令第5条第2項関係）。また、市町村の厚生労働大臣に対する情報の提供は、平成31年3月15日までに行うものとする（経過措置省令第4条関係）。

(5) 機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任及び事務の委託に係る変更

日本年金機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任規定及び事務の委託規定について、改正政令の制定に伴う所要の規定の整備を行うものとする（経過措置政令第6条及び第7条関係）。

(6) その他

(1) から (5) までに掲げるもののほか、所要の規定の整備を行うものとする。

第3 改正政令及び改正省令の施行期日

改正政令及び改正省令は、公布の日から施行するものとする。